

青森県報

第六百三十号

令和五年
六月三十日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……一

公 告

- 令和四年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……二
- 令和四年度の旧青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……二
- 令和四年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………(環境保全課) ……四
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 右 同……………(同) ……六

教育委員会

- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……六

公安委員会

- 運転免許取得者等教育の認定に係る名称等変更の届出……………(運転免許課) ……七
- 運転免許取得者等検査の認定に係る名称等変更の届出……………(同) ……七

公営企業

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院局) ……七

告 示

青森県告示第四百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人求道舎	上北郡七戸町字館野三二の一五	グループホーム	上北郡七戸町字太田一二八の五六
短期入所	指定	令和五・七・一	

青森県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年七月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道泊陸奥横浜 停車場線	上北郡横浜町字太郎須田二の一から 上北郡横浜町字太郎須田二の三まで	令和五・七一
-----------------	--------------------------------------	--------

公 告

令和四年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、令和四年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	
知事	1,499 (17)	1,051 (9)	320 (3)	64 (5)	0	59	5
病院事業管理者	10	6	4	0	0	0	0
議 会	23	12	8	3	0	0	0
教育委員会	97	66	25	4	0	0	2
選挙管理委員会	5	3	2	0	0	0	0
人事委員会	5 (5)	3 (3)	2 (2)	0	0	0	0
労働委員会	4	2	1	1	0	0	0
監 査 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0
警 察 本 部 長	175 (2)	95 (2)	59	17	0	1	3

公立学芸大学情報立探聴学	2	2	0	0	0	0	0
青森県道路公社	2	1	1	0	0	0	0
計	1,824 (24)	1,242 (14)	423 (5)	89 (5)	0	60	10

注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計89件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは72件であり、不開示の計(5)件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは5件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
15 (26)	0 (2)	0 (2)	2 (21)	1 (0)	1 (0)	11 (1)

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 審査請求があつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
審査請求があつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

令和四年度の旧青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護の保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第三号）附則第六項

の規定により、令和四年度と同条例附則第二項の規定による廃止前の青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の運用状況を次のとおり公表する。

令和五年六月三十日

青森県県民生活部長 宮 下 宗 一 造

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)				
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ
知事	37	25	11	1	0	0
教育委員会	1	0	0	0	1	0
人事委員会	4	4	0	0	0	0
公安委員会	3	0	0	0	3	0
警察本部長	79	2	64	4	5	1
計	124	31	75	5	9	1

注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計5件中、開示請求に係る保有個人情報を持っていないことを理由とするものは5件である。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	69
病院事業管理者	27

教育委員会	6,450
人事委員会	50
警察本部長	127
公立大学生情報立保健大学	124
地方独立行政法人青森県産業技術センター	5
計	6,852

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用

停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用

停止請求に係る不作為についての審査請求は、なかった。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

苦情の申出は、なかった。

2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
2	2	0

(2) 事業者に対する勧告の件数

事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

~~~~~



|                                             |          |
|---------------------------------------------|----------|
| 汚泥、廃油及び金属くずの混合物                             | 八トン      |
| 汚泥及び廃プラスチック類の混合物                            | 一三トン     |
| 汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物                       | 一三八トン    |
| 汚泥及びガラスくず等の混合物                              | 一トトン     |
| 廃プラスチック類及び金属くずの混合物                          | 五〇五トン    |
| 廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物                        | 三九八トン    |
| 廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物                   | 二五、二三一トン |
| 廃プラスチック類、紙くず及び木くずの混合物                       | 九トン      |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物                  | 四一八トン    |
| 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物               | 二〇九トン    |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物           | 二八七トン    |
| 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物          | 二九トン     |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びガラスくず等の混合物      | 三二トン     |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物 | 九三〇トン    |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物 | 七、八一六トン  |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物 | 三七四トン    |
| 金属くず及びガラスくず等の混合物                            | 二三トン     |
| ガラスくず等及びがれき類の混合物                            | 一二九トン    |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 廃ポリ塩化ビフェニル等  | 一トトン      |
| ポリ塩化ビフェニル汚染物 | 一八五トン     |
| 合 計          | 二八三、八〇八トン |

三 協定の締結の件数

六百四十七件

四 環境保全協力の額

二千三十八万九千八百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、越水用水路地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年七月三日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、館野越排水路地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年七月三日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

板柳町役場

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第九号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年六月三十日

青森県教育委員会

庁内一般  
出先機関  
所轄教育機関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

- 附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。
- 2 埋蔵文化財調査センターにあつては、第三条の二及び第四条の二の規定にかかわらず、当分の間、別表第三の二（次長専決事項に限る。）及び別表第六に掲げる事務については、当該事務を担当するグループマネージャーがその事務を専決する。
- 3 埋蔵文化財調査センターの所長が不在のときは、第九条の二の規定にかかわらず、当分の間、当該事務を担当するグループマネージャーがその事務を専決する。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

公安委員会



青森県公安委員会告示第八十二号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、株式会社津軽モータースクールから変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月三十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

|        |             |                |          |
|--------|-------------|----------------|----------|
| 変更事項   | 変 更 後       | 変 更 前          | 変更年月日    |
| 名称     | 合同会社津軽自動車学校 | 株式会社津軽モータースクール |          |
| 代表者の氏名 | 成田 信男       | 小野 豊次          | 令和五年七月一日 |
| 施設の名称  | 津軽自動車学校     | 津軽モータースクール     |          |

青森県公安委員会告示第八十三号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第八条第一項の規定により、株式会社津軽モータースクールから変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月三十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

|        |             |                |          |
|--------|-------------|----------------|----------|
| 変更事項   | 変 更 後       | 変 更 前          | 変更年月日    |
| 名称     | 合同会社津軽自動車学校 | 株式会社津軽モータースクール |          |
| 代表者の氏名 | 成田 信男       | 小野 豊次          | 令和五年七月一日 |
| 施設の名称  | 津軽自動車学校     | 津軽モータースクール     |          |

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年六月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量  
重油（日本産業規格 一種二号） 七万二千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和五年五月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所  
北日本石油株式会社青森販売支店  
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額  
一リットル 八十四円五十九銭
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和五年二月十三日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭